

## 平成 30 年度第 2 回神奈川県食の安全・安心審議会議事録

### ○加藤生活衛生課長

平成 30 年度第 2 回神奈川県食の安全・安心審議会を開催いたします。神奈川県食の安全・安心審議会の幹事会で幹事長を務めております、生活衛生課長の加藤でございます。本日は全体の進行役を務めて参りますので、よろしく申し上げます。では座らせていただきます。今回委員の皆様方の席にはマイクを設置しております。ご発言の際は恐縮ですが、マイクに近づいてご発言をいただきますようお願いいたします。それでは審議会の開会にあたり神奈川県食の安全・安心審議会座長の首藤副知事に代わって神奈川県健康医療局生活衛生部の梶木部長からご挨拶を申し上げます。

### ○梶木生活衛生部長

ご紹介いただきました、神奈川県健康医療局生活衛生部長の梶木でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、また、雨でお足元が悪い中、平成 30 年度第 2 回神奈川県食の安全・安心審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。昨年 11 月の第 1 回審議会で知事から第 4 次指針素案について諮問させていただきまして、ご審議をいただいたところがございます。その後、審議会の皆様のご意見を踏まえ、素案を修正いたしまして、昨年の 12 月から今年の 1 月までパブリックコメント、パブコメを実施いたしました。本日は、そこでいただきましたご意見を踏まえまして、第 4 次指針の案を作成したものをお示しし、また併せて指針に基づく 2019 年度の食の安全・安心行動計画の案をお示しいたします。この行動計画は指針に基づく施策を推進するための単年度の計画でございます。今年はラグビーワールドカップ 2019 が開催され、いよいよ来年は東京 2020 オリンピックパラリンピックが開催される運びとなります。オリンピックを契機とするインバウンドの増加や次々に発せられる各国との経済連携協定等による食のグローバル化はますます進むものと考えられます。そういった中で、食の安全・安心に係る施策への要望や期待も大きくなるものと考えております。委員の皆様におかれましては、本県の食の安全・安心の確保の推進にお力添えをいただきたくどうぞ忌憚のないご意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### ○加藤生活衛生課長

ありがとうございました。神奈川県食の安全・安心審議会規則第 5 条第 2 項により、本会議の定足数は過半数となっておりますが、本日は 16 名の委員の皆様のうち、現在 10 名の方々にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることを報告します。また、篠原委員、吉田委員、倉迫委員、森田委員、後藤委員からは本日所用によりご欠席の連絡をいただいております。また、丸山委員につきましては少し遅れるという連絡をいただいております。本日もご出席をいただいている委員の皆様方をご紹介させていただきます。まず、西島会長。岡部副会長。上野委員。小嶋委員。二宮委員。鵜飼委員。林委員。平澤委員。南委員。矢野委員。本日の会議は県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱に基づ

き、会議及び会議記録については公開となっております。

続きまして本日の進行につきましてご説明をします。本日ご審議いただきます議題は2題、(1) かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針第4次案についてと(2) かながわ食の安全・安心行動計画2019年度版案についてです。最初に議題の(1) かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針第4次案についてですが、事務局から指針素案から案への変更点を中心に説明した後、ご審議いただきたいと思っております。続きまして、議題の(2) かながわ食の安全・安心行動計画2019年度版案についてですが、事務局から全体を通して説明した後、ご審議をお願いしたいと思っております。

○松永 GL

生活衛生課 食品衛生グループの松永と申します。よろしくお願いたします。

配布資料の確認をさせていただきます。次第、裏面審議会委員名簿、資料1 かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第4次)(案)、資料2 かながわ食の安全・安心行動計画2019年度版(案)、資料3 神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱等新旧対照表、参考資料1 かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第3次)、参考資料2 神奈川県食の安全・安心確保推進条例、当日配布資料として座席表、裏面当局側出席者名簿、第3次指針策定時の答申書(写)。以上です。

○加藤生活衛生課長

資料に不足しているものはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これ以降の進行につきましては西島会長をお願いしたいと思います。

○西島会長

本日の進行ですが、議題かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針第4次案を事務局から説明をいただいた後にご意見をいただきたいと思っております。それでは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○関技幹

生活衛生課食品衛生グループの関と申します。よろしくお願いたします。着席のまま説明させていただきます。

指針案の説明に先立ちまして、第4次指針の素案のパブリックコメントの実施状況の概要についてご報告をさせていただきます。なお、このパブリックコメントの実施結果については、後日、ホームページで結果の公表を行う予定です。

では、お手元の資料1の参考資料をご覧ください。パブリックコメントの実施期間は、平成30年12月19日から平成31年1月17日の30日間でございます。募集方法は県ホームページへの掲載、県政情報センター、保健福祉事務所、市町村窓口での閲覧、配布を行うとともに、食品等の関係団体50カ所余りに情報提供を行っております。

ご意見は、2団体、2個人の方からいただき、意見の件数は15件でした。意見の内訳は、

指針全般に関するものが3件、施策の方向性に沿った取組みに関するものが4件、表示やパブコメ等の重点的取組みに関するものが8件でした。

意見の反映状況です。指針案に反映させていただきましたものが3件、既に指針に盛り込み、取り組んでいるものが6件、今後の施策運営の参考とさせていただきご意見が4件、ご質問等が2件となっております。

(4)の主な意見でございます。指針案に反映したご意見としては、「食品衛生法の改正により制度化されたHACCPによる衛生管理の導入に向け、特に小規模事業者等へ丁寧な指導を行ってほしい。」「SDGsへの取組みについて、関係する説明や取組みとの関連性をわかりやすく示してほしい。」といったご意見をいただき、指針案に反映させていただきました。詳細については指針案の中でご説明いたします。既に取り組んでいるご意見としては、「リスクは食の安全・安心の根底をなすものであることから、工夫を図り推進してほしい。」「TPP11が発効されたことを受け、今後、輸入品の増加が見込まれることから、輸入食品の安全性の確保に取り組んでほしい。」といったご意見がありました。3次指針からすでに取り組んでいるもの、4次指針素案で盛り込んだものについては、既に取り組んでいるご意見に分類をさせていただきました。

今後の参考とさせていただきご意見としては、「情報の共有化の推進には、関連団体等と連携した取組みについて検討してほしい。」「リスクコミュニケーションは食の安全・安心の根幹をなすものであることから、その事業内容については工夫を図ってほしい。」「県民視点の意見を聞く機会を作りたい。」等のリスクコミュニケーションに係るものが多くみられました。以上が、パブリックコメントの概要でございます。

続きまして、かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針第4次案について、前回お示した指針素案から修正をした箇所について説明をさせていただきます。第1回審議会にていただいたご意見等により修正した箇所を網掛けに、パブコメ後に修正した箇所は網掛けに加え、波線の下線を引いております。

資料1の2ページをお開きください。先ほどご説明させていただきました、SDGsに関する記載についてです。網掛け部分になりますが、SDGsの説明に加え、本県のSDGsに関する取組みを紹介するホームページの案内をする内容を追加してございます。

6ページをお開きください。前回の審議会のご意見から、漁業者等を漁業者や魚市場関係者等に表現を戻しました。

11ページをお開きください。取組み内容の(2)前回の審議会後に国の表現に合わせHACCPによる衛生管理をHACCPに沿った衛生管理に修正しております。また、パブコメにてHACCPの制度化については、負担の大きくなる小規模事業者への対応については留意してほしいとのご意見をいただいたことから、「小規模事業者を含む全ての事業者が経過措置の終了する2021年までに、適正に制度が導入されるよう丁寧な助言・指導を行います。」に修正をいたしました。

12ページをご覧ください。中段部分のTPPに関する記載ですが、「平成27年10月のTPP環太平洋パートナーシップ交渉の大筋合意を受けて、」の部分を「平成30年12月にTPP11協定が発効されたことから平成30年12月のTPPのTPP（環太平洋パートナーシ

ップ) 11協定発効を受け、」に修正いたしました。

13ページをご覧ください。取組み内容の(2)ですが、11ページと同様に、国の表現に合わせ「HACCPによる、」から「HACCPに沿った」に修正しております。

14ページをご覧ください。取組み内容の(2)に前回の審議会の意見を受け、事業者だけではなく、消費者である県民の皆さんを対象とした表示の講習会を実施することとしたため、「県民の皆さんを対象とした講習会の開催について、」という表現を追加しております。

16ページをお開きください。取組み内容の(3)に新たに「大学生等を対象としたリスクコミについて、」を追加しております。第1回の審議会において、リスクコミの工夫等についてご意見があったことから、2年前から実施しております、大学の学園祭を活用した食の安全・安心に関するリスクコミを明記し、これまでとは違った年代を対象としたリスクコミを整え、情報提供やニーズの把握を行っていきたくと考えております。この部分に関して、本日ご欠席でございますが、吉田委員より、「小学生、大学生を対象とした取組を展開する中で、中学生や高校生が対象とされていないが、10代という最も基礎のできる重要な世代への情報共有化はなくてもよいのでしょうか」とのご意見をいただきました。ご意見のとおり、中学生や高校生とのパブコメも大変重要であると考えております。まずは、経験のある大学生を対象としたパブコメの場から始め、どのような工夫できるか検討を行わない、新たな世代へのパブコメの有効な方法を探っていきたくと考え、大学生等と表記しております。

20ページをお開き下さい。14ページの追記と同じ内容の修正で、「県民の皆さんを対象とした講習会の開催について」追記しております。

21ページをご覧ください。こちらも、16ページの修正と同じ内容となっております。

22ページをお開き下さい。網掛けはしていませんが、1の庁内の連携体制の図で示しております、推進会議と幹事会の構成メンバーに変更がございます。組織編成による名称の変更と、推進会議委員から企業局長が、幹事会構成員から浄水課が抜けることによる変更となります。本件については、後ほど、報告事項にて、ご説明いたします。

次に、23ページをご覧ください。ウの国及び全国の自治体との連携の記載について、広域的な食中毒事案の発生・拡大の防止等のために、「国や関係自治体と緊密に連携し、協力して対応するとともに、」を追記いたしました。これは、1ページの改定の趣旨で「この3年間に発生した刻み海苔によるノロウイルス食中毒、冷凍メンチカツによる0157食中毒やBSE対策の見直し、食品衛生法改正によるHACCP制度の導入など、新たな課題や出来事に対応した内容を盛り込み、」と修正しましたが、具体的な取組みの表記がなかったことから、今後、実施されます近隣自治体との広域連携協議会を中心とした地方自治体との連携体制について記載を追加いたしました。

最後になりますが、23ページをご覧ください。用語集のGAPについて、より分かりやすい内容に変更いたしました。第4次指針案の説明は以上です。

○西島会長

ありがとうございました。前回の審議会において指針の策定に向けて諮問が出ておりますので、答申に向けて、本日の会議で審議を尽くしたいと思っております。それでは事務局から説明いただきました、指針の案について審議会から意見を述べたいと思います。ご発言をお願いいたします。

○平澤委員

よろしいですか。2点あります。1点目は、11ページ(2)で2021年までに助言指導を行うと書かれているのですが、食品衛生法が公布されたのが2018年6月で、HACCPに関するものについては2年を超えない範囲で実施しなさいということになっていると思うのですが、そうすると2020年ぐらいで基本的には施行されるということですが、基本的に小規模事業者に対して、2020年の6月、要は施行日までに終わらせるような考え方をとられていくのだろうと思うのですが、2021年までという2021年を含みますので、半年程度ギャップがあるところはどうお考えかについてです。2点目は、14ページ(2)で追加されたところで、県民の皆様にも講習会を実施するという表現があるのですが、先ほどご説明いただいた資料1の参考資料の中でパブリックコメントをされていますが、ご説明された内容では食品関連の2団体からのコメントで県民の方からのコメントはなかったように聞こえたのですが、具体的にこの講習会を開催についてどのような形で県民への周知をしていくのか。こういう件をやるにしても、周知がうまくいかないと思えないと思うのですが、どのようにお考えかについて聞きたいと思います。

○西島会長

事務局よろしいでしょうか。

○松永 GL

1点目のHACCPの方ですが、2018年の6月に食品衛生法が公布されまして、2年後の2020年の6月までに法が施行されます。そのあと1年間経過措置を設けておりますので、2021年の4月になるのか6月になるのかはまだはっきりしないところでございますが、そこまでの間に導入を図っていくという考えで計画を進めております。2点目の講習会の周知の方法につきましては、ホームページでの掲載、Twitterへの投稿、市町村を通じて広報等を検討しております。

○西島会長

よろしいですか。

○平澤委員

1点目について。経過措置を含めて、小規模事業者については施行の開始や経過措置の期間について何か別の形で周知をされるということですか。この表現は全体的な指針なので実際に小規模の事業者を含めて施行はこれからで猶予期間はこれですよ、と、その間にこうい

うことやってください、というような周知はされると思ってよいでしょうか。

○松永 GL

はい。4月以降に本格的に指導を行っていかうと考えているところです。リーフレットなどを活用しながら周知を行い、経過措置が終わるまでの間に全てが導入するように、ということ周知を図っていく予定です。

○西島会長

いかがでしょうか。よろしいですか。

○平澤委員

はい。ありがとうございます。

○西島会長

どうぞ。

○矢野委員

はい。これは質問ではなく、意見ということで2点あります。1点目は先ほど16ページの9、情報の共有化の推進の(3)について、本日欠席の吉田委員から「大学生等というところで、中学高校生はどうなのか、」というお話があったと思いますが、私もやはり違和感があります。「等」とありますが、高校生も入るのかどうか、先ほど大学生に関しては、実績のある学園祭での出展とありましたけれども、県内高校の学園祭も非常に盛んで、食の安全・安心ということに関心を持って展開しているところもあると聞いております。また、幼稚園や保育園でも実際に16ページの(2)に書かれているような内容に非常に関心をもっているところもありますので、小学生や大学生に限定せず、表記を工夫していただければ、違和感がなくなると思います。表記の問題だけではなく、幼い子から大学生まですべて包含しているという内容が重要だと思いますので、読んだときにしっかり受け取れるような表記にしていきたいです。

2点目は20ページです。1の食品表示の適正の確保を推進する取組みの中で、2の県民の皆さん向けの食品表示に関する講習会について、意味合いや目的は大変素晴らしいと思いますが、実際には周知徹底の問題だけではなく、現実問題として周知が図れたとしても、県民の関心をどれだけ引けるかが心配です。そこで、消費者団体、例えば生協には非常に関心を持たれている組合員さんもいるので大いに利用された方がいいと思いますし、県が単独で開催するだけではなく、今後ぜひいろいろな団体と協力していく方が良くと思います。大事なことは、講座の内容が本当に実のあるものになって、県民に関心を持っていただいて、講座に参加して意見等も発信する、そういったことだと思いますので、その点については工夫をしていきたいです。

○西島会長

上野委員、よろしくお願いします。

○上野委員

はい。今おっしゃられたことに関連してですが、まず食品表示に関しましては、リスクコミュニケーションのツールになりますので、非常に重要で、こういった講習会をやられるということは素晴らしいことだと私は思います。理解を促進するという意味でぜひ進めていただきたいと思います。

前の大学生等というリスクコミュニケーションのところですが、私は、大学生は独立して新しい新生活を始めたり、保護者の監視から離れるということもあって、大学生を対象に自主管理のために食品安全について勉強するというのはすごく意味があると思っています。高校生以下ですと保護者の監視のもとに食生活がありますし、家庭科の授業もあり、その中で、食の安全も本当に少ないですが勉強される。ですので、特に大学生を強調するのは意味があると思います。ただ、先生方がおっしゃるように、その間を埋めるようなことも取組みとして今後検討されるというのが重要かと思います。以上です。

○西島会長

事務局、いかがですか。

○加藤生活衛生課長

はい、大学生等という言葉が入っておりますが、その辺りも今いただいた意見をもとに検討させていただきたいと思います。なるべく大学生に限定せず、中学生、高校生についても広げていきたいと思っています。以上です。

○西島会長

個人的な意見言っただけではいけないかもしれないのですが、高校の先生に正しい情報を繰り返して伝えていくことは可能でしょうか。私はそれがキーポイントだと思います。教える側にきちんと理解してもらわないと、「添加物は怖い」という先生も未だにいるようなので。

○松永 GL

そうですね。その部分も検討していきたいと思っています。実際に小学校の栄養士さん等はずでに繋がりがありますので、その辺りを通じてどんどん広められればと思いますし、大学のリスクも先生の方からすごく熱心に声をかけてくださり、案を提案していただけることもありますので、そういった先生方との繋がりを活かして今後取り組んでいきたいと思っております。

○西島会長

せっかく上野先生もいらっしゃるので、相談されてやっていただけるとありがたいなと思

います。ありがとうございました。他にありませんでしょうか。どうぞ。

○丸山委員

遅れて申し訳ありません。今までのお話と重なりますけれども、14 ページ、20 ページであります、県民の皆さんの食品表示についての理解を深めるための講習会を開催しますというところですが、講習会に参加をした個人が理解を深めるということは大切だと思います。ただ、県が主催で頑張っって皆に伝えるというのは限度があると思います。先ほど矢野委員からもありましたが、消費者団体や生協で自ら学習をしていくための支援の方がある意味で言えばとても重要だと思います。今回の食品表示の大きな改正は、消費者がどう活用して自分の食生活を作っていくのかということから言えばとても大事ですから、改めて協力関係を作りながら、一緒になって広めて活用できる県民を増やすということがとても重要なので、地域やそれぞれの団体のところで学習会をする講師になるための手助けというようなものも考えていただければと思います。

それから11 ページで、(2)に、適正に制度が導入されるよう丁寧な助言指導を行いますとあえて「丁寧な」というのを入れた理由を教えてください。

○梶木生活衛生部長

はい。よろしいでしょうか。

○西島会長

はい、お願いします。

○梶木生活衛生部長

1 点目ですが、おっしゃる通り、県だけで、行政だけでできることには限りがございます。現在も、様々な消費者団体の方と連携をして取り組んでいる意見交換会などもございますので、お互いの強みを生かしながら、より連携を深めてその中で、よりよい方法を一緒に検討しながら進めていきたいと考えております。2 点目の丁寧な助言という部分でございますが、これは先ほどご説明した通り、パブコメでその辺りを丁寧に小規模な事業者に対して説明をして欲しいという要望がございましたので、もともとそのつもりではございましたけれども、その辺りをわかりやすく皆様にお伝えできればと思い、あえて「丁寧な」、また「小売業者等を含むすべての」と、私たちの意気込みと言いますか、きちんとやりたいという思いをお伝えしたく入れさせていただいた次第でございます。

○西島会長

よろしいですか。

○丸山委員

はい。基本的には行政が頑張っって行く食品衛生に関する部分については、丁寧に行ってい



ると思いますが、あえて書いたり書かなかったりすると強弱があるのかなと思ったりもしますので、特段意味がないのであれば丁寧と書く必要もないと思います。

○梶木生活衛生部長

そうですね。そういったご意見も踏まえて、再度検討させていただきたいと思います。

○西島会長

ありがとうございます。リスコミと言いますと、やっぱりマスコミというのが非常に大きな力を出すような気がするのですが、林委員いかがでしょうか。

○林委員

以前いろいろな食品の偽装等があったときに、我々もそれらに真摯に取り組んだつもりですが、我々の力不足もあるのですが、今ひとつ消費者の方々に浸透しきれなかったところがありますので、常日頃から我々が取り組んでいかなければならないと思っています。引き続き、そういった部分に留意していきたいと思っています。

○西島会長

ぜひ協力をよろしくお願いします。他にありませんでしょうか。

○林委員

GAPについて教えていただきたいと思います。6ページに書いてございますが、GAPというのは認証取得について実績がどのくらいあるか、目標を掲げて取り組むというような数字のものではないかとは思いますが、意識の浸透を図る上でどのくらいまでは、ということがもしお考えであれば教えていただきたいと思います。

○中村農業振興課長

GAPの認証の関係でこれまでは、いわゆるガイドラインで自主的に取り組んできた県内JAと50数団体がございましたが、ここにきてオリンピックパラリンピックでの外部認証の要件等が出て、取得する団体が徐々に増えてきている状況です。把握している数では、昨年までで、8団体程度です。今年は今のところ1つ増えてさらに2団体が3月までに追加の見込みで、11団体くらいになる状況です。

○林委員

徐々に浸透しつつあるという理解でよろしいのですか。

○中村農業振興課長

我々もこれまでのガイドラインから少しレベルを上げて指導者の育成等に取り組んでおります。また、国の補助事業でも外部認証を取得するのに、やはり審査経費等がかかり、こ

の辺りの補助事業を設けておりますので、そういったものを利用してオリパラへの提供を目指す方もおられますし、より消費、販売での信頼性の確保ということでチャレンジする方が増えてきています。一方、直売が主体の方はわざわざそこまでというような方もおられまして、経営の規模の大小とか、今後の販売戦略で最終的には、個々の経営が判断する状況であります。

○西島会長

よろしいですか。他にありませんでしょうか。どうぞ。

○小嶋委員

イオンの小嶋でございます。まだHACCPについては、現状、私どもも取組みがスタートしたばかりで、これからのことというふうには理解しておりますが、2021年の4月から6月には完全施行という事でしたので、あえてお聞きします。今回制度化されるHACCPは、認証制度ではなく国の制度と理解しているのですが、制度導入をした店舗かどうかということは、消費者にとって安心の指標の一つになるかなと思います。もちろん、完全施行される2021年には導入が図られているとは思いますが、神奈川県では、消費者が店舗を見る際に、制度導入済みの施設にはこういった表示を事業所にさせる、或いは義務づけるといったようなことが用意されているのかどうか心配です。どうでしょうか。

○加藤生活衛生課長

今現時点ではそこまでは検討はしておりません。特に国の方もその辺については、今のところ話が出ておりません。

○松永 GL

国からは例示として、店舗のよく見える場所に衛生管理計画の写しを掲示することで、各事業者の衛生管理の取組みを示すといったような話もありますが、なかなか現実的ではないかなというところもあります。

○小嶋委員

自治体によっては、衛生監視員が確認済みというシールを発行しているところがありますが、それも都道府県、各市町村によって対応が異なるというのが現状ですので、消費者が何をもって判断するのかなというのが心配です。未定であれば結構です。

○西島会長

他にありませんでしょうか。それでは、いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。次に答申に向けた今後のスケジュール等について事務局から説明をお願いいたします。

○松永 GL

はい。それでは、第4次指針策定に向けた今後のスケジュール等について、ご説明いたします。本審議会からいただきます答申、平成30年12月から平成31年1月に実施しましたパブリックコメントへの意見や神奈川県議会の意見を踏まえ、指針修正案を事務局にて策定し、その修正案について幹事会にて協議、修正後、推進会議にて第4次指針の策定を行うこととなります。日程の都合上、大変短い期間とはなりますが、2月中旬くらいまでに答申をいただきたく考えております。参考といたしまして、第3次指針策定時にいただいた答申書の写しを机上に配布しております。日程が厳しい状況でございますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

#### ○西島会長

第4次、指針策定に向けた今後のスケジュールについてご説明がありましたが、何か質問等がありますでしょうか。特によろしいでしょうか。はい。それでは、本日の議論を踏まえて、説明のありましたスケジュールに従って答申をまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。また、答申までの今後の作業につきまして、今月中旬の答申を考えますとかなり厳しいスケジュールのようです。本日の審議の取りまとめの後、答申書を作成し知事あてに答申しなければなりませんので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。それで甚だ恐縮でございますが、この後の作業について私にご一任いただくということでご了解をいただきたいと思っております。各委員からいただいたご意見については最大限に反映した答申書を作成し、答申前に委員の皆様にお送りしたいと思います。それをご覧いただきたいと思っておりますのでご了解をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。はい、ありがとうございます。それではそのように答申書を作成し、知事あてに答申することといたします。ありがとうございます。次に、議題の(2)かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針に基づく行動計画2019年度案について事務局からご説明をいただいた後、ご意見をいただきたいと思っております。それでは事務局から資料の説明をお願いいたします。

#### ○関枝幹

資料2をご覧ください。表紙をお開きください。大変申し訳ございませんが、下にありますページ数が両方とも1ページとなっております。2ページ以降に重複はありませんので、本日はこのまま説明をさせていただき、後日、修正をさせていただきます。この行動計画は、先ほどご審議いただきました「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第4次)」に基づき、2019年度に実施する具体的な事業計画を示すものであり、第4次指針の施策が第3次指針を引き継いでいるため、大きな変更等はございません。年度については、「和暦」から「西暦」表記とさせていただいております。変更になった箇所について、網掛けし、文書は見え消しとしております。なお、「平成30年度」から「2019年度」への修正と「第3次」から「第4次」へと修正した箇所については、説明を省略させていただきます。

3ページをご覧ください。6ページにかけて、食の安全・安心の確保に向けた取組みの事業体系図となっております。目次的なものとなっておりますので、変更箇所について

は、7ページからの取組み実施計画のところの説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。「1の生産者等における自主管理の促進」の(1)「農業者の自主管理の促進」のところの、○(マル)1つ目の「農業者が自ら実施する適正管理のための取組みや」のところに「支援し」を加え、GAPの「導入・取組支援」から「取組支援」に変更しております。また、環境保全型農業の考えが農業生産管理であるGAPに含まれていることから、「環境保全型農業の推進を取組み」についての部分を削除してございます。

9ページをお開きください。「畜産農家等に対する指導等の実施」のA動物用医薬品、飼料の適正使用の促進において実施する調査事業が「畜産物の飼料添加物残留検査」から「薬剤耐性菌発現状況調査」に変更されたことによる変更となります。

14ページをお開き下さい。5食品営業者等における自主管理の促進(1)食品営業施設等における自主管理の促進のA衛生管理等の促進に記載する、「HACCPの衛生管理手法について」を、食品衛生法の改正により伴いHACCPが義務化されたことから、「HACCPに沿った衛生管理の制度化について」に変更しております。

15ページをご覧ください。「と畜場における自主管理の促進」中段の内容に「食肉の衛生的な取扱いについて」追加をしております。現に食肉の取扱いについても指導等を行っていることから、明記したものです。

18ページをご覧ください。(4)流通食品等の抜き取り検査等の2○(マル)目、「買い上げて検査を実施し、医薬品を排除します。」を「買い上げて検査を実施し、無承認無許可医薬品を排除します。」と表現を適切なものに変更しました。

25ページをご覧ください。食品表示ウォッチャー制度の廃止に伴い、「食品表示のモニタリング」を削除し、新たに実施する県民の皆さんを対象とした食品表示講習会について追加をしております。新たな食品表示に関する講習会は食品表示セミナーとし、2019年度は3回を予定しております。

26ページをご覧ください。かながわ食の安全・安心基礎講座の回数ですが、基礎講座自体の受講者の数に波があることや、新たに実施する「大学生等を対象とした講習会 食の安全・安心ラボ」や先ほどご説明しました消費者を対象とした「食品表示セミナー」を新たに実施することから、数を集約し効率的に開催するため、基礎講座を5回の開催としました。

31ページをご覧ください。こちらからは、用語集となりますが、指針と同じ用語について整合性を図ったことによる変更、と本文から用語がなくなったことによる削除となります。

なお、平成30年度の実績ですが、12月末現在の数字となっており、達成されていないものもございますが、年度末までには全て計画どおり実施される予定でございます。資料2の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西島会長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。本審議会ではこれまで指針の策定及び変

更にあたりその内容について審議を行っており、この指針に基づく行動計画ですので、審議会から意見を述べたいと思います。ご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

○南委員

2つ質問があります。まず1つ目は、9ページにあります畜産物の飼料添加物残留検査を2019年度は実施しない理由を教えてくださいたいのですが。

○高尾畜産課長

はい、畜産課です。現在人の医療において、世界的に薬剤耐性菌による感染症が問題になっているという現状がございます。こういった中で、畜産分野では、動物用医薬品及び飼料添加物、抗菌剤を使用しておりますが、薬剤耐性菌は畜産物を介して人に伝搬する可能性があるという指摘されております。また、畜産現場の実態として、飼料添加物が含まれている飼料の流通が減ってきているということがあります。その一方で薬剤耐性菌の発現状況が注視されているので、そちらに軸足を移して飼料添加物の残留検査に代わり、薬剤耐性菌発現状況調査を実施するということとなります。

○南委員

県民目線で言うと、新たな検査の方に重点が置かれてしまい、今まで検査していたものがすり抜ける可能性があるというところも不安なのですが、その点において何か制度で抑え込むことはできているのでしょうか。

○高尾畜産課長

実態として、飼料添加剤を現場で使っていないということであれば、完全に検査をなくしていくということの問題ないかと思えます。南委員がおっしゃったように、ゼロリスクかどうかということも十分踏まえながら、ということもありますので、現場での使用実態をつかんで、しっかりとフォローしていく必要はあると考えています。

○南委員

2点目ですが、前回の審議会でも申し上げましたが、食品ウォッチャー制度を廃止することに関して、eモニターの復活を要望したのですが、それが盛り込まれなかった理由を説明いただきたいです。

○西島会長

よろしいですか。はい。

○松永 GL

今行っております、e-かなネットアンケートを継続して実施していこうと考えております。なかなか皆さん知らないということもありますので、今後、基礎講座や、様々な講習会の場

でそういう制度がありますよということを普及していきます。また、FAX等での要望を受け取るという機会もあります。それについても皆さんあまりご存知でないので、講習会や基礎講座の機会をとらえてどんどん情報発信し、皆さんからいろんな意見をもらうように考えております。Twitterでもフォロワー数が増えておりますので、そういうところからも発信していけば、少しでも皆さんに広がっていくのではないかと考えております。

#### ○南委員

やはり講習会を開催します、というのを盛り込むだけでは不安で、私としてはeモニターによって知り合いに広めることもできますし、意見を直接言う大切な機会でした。食品表示ウォッチャーをされている方はおそらく来年度のウォッチャー募集について検索されると思うので、その段階で何かしらウォッチャー制度に代わる、意見を聞いたり、知識を広める機会がありますということを提示しなければ、ウォッチャーをやっていた方達にとっては、>Contactする機会がゼロになってしまいます。Twitterを見ることは私自身はなかったので、見ない層に対しても機会がなくなってしまいます。比較的意識が高い層を重点的にやった方が、せっかくの講習会の内容にしても、効率よく県民の方に情報を発信することができますと思います。消費生活課さんでは、今年度もeモニターを実施されていまして、そちらの課と連携して、よりよい方法をもう一度検討していただきたいと思います。

#### ○西島会長

事務局、お願いします。

#### ○加藤生活衛生課長

我々も確かに人集めはなかなか難しい状況にあるのですが、いただいたご意見を参考に、いろいろツールを検討してより多くの人に知ってもらうような形を検討していきたいと思っています。

#### ○西島会長

上野委員どうぞ。

#### ○上野委員

はい、26 ページのリスクコミュニケーションのところで基礎講座を5回にされるということで、これまで基礎講座が講座のテーマによって人が集まる、集まらないということあると解釈したのですが、どのようなテーマだと人が集まってどんなテーマだと集まらないということをもしお分かりになれば教えていただきたいです。

#### ○松永 GL

今年度の実績では、食品添加物の講座は参加者 100 名以上です。

○上野委員

多いですね。

○松永 GL

はい。少ない例ですと、表示の講座は参加者が少なかったです。

○上野委員

逆に少ないのですか。それでは表示の講座をするときは、人を集める努力も必要になるのではないのでしょうか。

○松永 GL

食品表示ウォッチャー制度がなくなりますので、表示の講座については、周知も含めてより積極的に行いたいと思っております。

○西島会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○岡部副会長

先ほどの南委員の質問と関連しているのですが、9ページの畜産物の飼料添加物で、家畜飼料に関しては輸入しているものもかなり多いと思うのですが、輸入品の存在を踏まえても、特に薬剤耐性菌の調査のみで、それ以外のものに関してはこれまでの調査実績等から、調査しなくても大丈夫ということでしょうか。

○高尾畜産課長

はい。飼料添加物については、そもそも資料に添加することが少なくなっているということが一つあります。それと同時に、近年の飼養形態の変化によって、飼料添加物を使うケースが少なくなっているということがあります。一例で言うと、鶏では、産卵時の鶏には飼料添加物を使用することができません。昔は、ふ化からひなをずっと育てていく形態が主流でしたが、今は卵を産む直前の鶏を導入するという形態も多くなっており、飼料添加物を使うケースが少なくなってきました。そういったところも踏まえての計画となります。

○岡部副会長

そうすると、輸入飼料については、海外の基準等で作られていると思いますが、そもそも飼料添加物は国内に輸入されてから飼料に添加している例が多いので、それほど心配しなくても、あまり使用されることがないという理解でよろしいわけでしょうか。

○高尾畜産課長

飼料添加物に関しては国内に輸入されてから添加されているということでよいかと思いま

す。

○西島会長

教えてほしいのですが、海苔や魚の養殖の餌も飼料添加物を使用していますか。

○鵜飼委員

本県では基本的には海の魚類の養殖はやっておりませんので、事例が無く、はっきりとはわかりませんが、海藻については添加物はありませんので、基本的にはそういう心配はないと思っています。

○西島会長

そうですか。ありがとうございます。

○鵜飼委員

瀬戸内海等における、いわゆる大量養殖場では添加物はおそらく使用しています。使用目的としては魚病対策ということです。

○西島会長

ありがとうございます。他に、どうぞ。

○矢野委員

26 ページの、「情報の共有化の推進」に関してです。先ほど県の方がお答えになりましたように、県民というのは自分の日常生活にとって非常に関係があるものに関しては、様々なところから情報等を得たいと考えます。しかしながら、例えば、テーマとして先ほどの食品表示を基礎講座の中で打ち出したからといって、必ず、関心が持たれるかというのはなかなか難しいと思います。現状、参加者を募って、講習会を開催するという考え方は、古いかと思います。県民に食の安全・安心について関心を持ってもらって、考えてもらおうと思ったら、26 ページにあります、アの神奈川食の安全・安心基礎講座等の開催にあるような、県域で開催されるイベントを利用すると良いと思います。食のイベントは県内県外問わずものすごく人気のあるイベントが多いので、こういうイベントでミニミニ基礎講座のようなものをたくさん開催するのが良いと思います。年間5回に限らず、そういったイベントに付随する形で、イベントに集ってきた人たち向けに開催すれば、実はものすごい人数になると思います。本日、イオンリテールの小嶋さんもいらっしゃいますが、イオンさんも実は食に関して様々なイベントをやってらっしゃいます。ですので、固い発想だけではなくて、流通業界や消費者団体などいろいろなところと協力しながらこの情報の共有化は推進していくべきだと思います。どういうふうにお知らせするかということではなくて、しっかりとそこに出向いて行って、魅力あるイベントを作り込む。そういったことが大事ではないかなと思います。ちなみに質問としてはここに書かれた県域で開催されるイベントは、どういうこ



とを想定されていますか。

○松永 GL

食育のイベント、食育フェスタ等を考えております。そのような場は人が集まりますので、そこでいろいろと発信していくというのは良い案だと思います。ご意見ありがとうございます。

○西島会長

上野委員、何か今の発言にアドバイスか或いはご意見ありますか。

○上野委員

そういった機会は利用されたいと思います。

○西島会長

ありがとうございます。他にありますか。

○平澤委員

4点あります。1点目は3～6ページの事業体系図ですが、HACCPに関して、生産段階においては3の(2)で「農場HACCPに対する指導員の育成」について項目があります。それに対して、製造段階については、7の(2)にあります「食品衛生監視員の研修」の中に、実際はHACCPに沿った衛生管理について指導できる食品衛生監視員の養成が入っていますが、今注目を浴びているとすれば、この部分も事業体系図として項目に起こした方がいいと思います。これだけ見ると製造段階では特にHACCPということが表に出てないので、生産者だけの話かなと思うのですが、いかがでしょうか。

2点目は、先ほどパブリックコメントの中で、TPPの話もあったのですが、今回EUから関税の撤廃ということで、実際に輸入品が増えてきた場合に、20ページの(6)の「輸入食品の安全性を推進する取組み」で、具体的にどのように計画等を見直し、追従していくのかを教えてくださいたいと思います。

3点目ですが、24ページのウで食品衛生法に基づく食品表示の指導で、ここの1行目から2行目に関して、独立して表示の指導をするというよりは立入検査した時に合わせて行うというようにも読めるのですが、具体的にどのように指導されていくのかをお聞きしたいです。

4点目はここにはないところですができたら教えてくださいたいと思います。最近、他県で米の産地偽装で非常にニュースになったと思うのですが、食品について、例えば同じような事件が他県で起きた場合、神奈川県はそれに対してどのようなアクションをされていくか教えてくださいたいと思います。以上です。

○西島会長

よろしいでしょうか。順を追って事務局よろしく申し上げます。

○梶木生活衛生部長

はい、1点目についてです。農場HACCPといいますのはHACCPとは別のもので、HACCPはあくまでも流通した食品の安全について、農場HACCPというのはそれを製造する段階のもので、また別の仕組みでございます。HACCPにつきましても、今後は食品事業者にとっては義務になって参ります。それを監視指導しております食品衛生監視員としては知識の向上などを図りながら、適正に指導していく立場ですから、当然食品衛生監視員の資質向上の中に、指導者の育成も含まれますので、あえて頭出しをしなくてもそこについてはしっかりやらせていただくということでご理解いただけたらと思います。

2点目については、後のお話にも関連すると思いますが、県域で事故や重大な違反が見つかった場合、他の自治体で違反食品の発見や重大な食中毒が起きたような場合につきましては、この計画に書いてある、書いてないということではなく、計画された件数とは別に、必要に応じて緊急に対応をしております。また、他県からの米の偽装も含めた、表示違反についても、情報共有し、神奈川県内にもその違反食品が流通している可能性があれば、危険度に応じて関係する食品事業所を全て調査したり、また場合によっては通知を发出したり、注意喚起を行う等の措置を必ず行います。

○平澤委員

例えば、先ほどの米の産地偽装等についてはニュースや新聞を見て知ったのですが、ニュース等の情報ではなく、県や市で独自に情報を得ていると思えばよいのですか。

○梶木生活衛生部長

はい、その通りです。全国、国も含めて、食品の危害に関する情報については共有できる仕組みができ上がっております。

○平澤委員

逆に言うと新聞には出ないけれど、重大な事象があれば一応調査をして、問題があれば県民に周知をするということですね。

○梶木生活衛生部長

重大か重大ではないかに関わらず違反があれば必ず情報提供しております。

○平澤委員

あと1点。先ほど言いました、食品表示の検査は立入検査時に見るように読めたのですか。

○梶木生活衛生部長

立ち入り検査は、保健所に所属している獣医師、薬剤師、畜産、農芸化学等、そのような専門的な知識を持った食品衛生監視員に任命されております。食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入りまして、法に基づいてあらゆることをチェックして参ります。それは許可の必要な施設であれば、基準に合っているかどうか、施設的な基準と取扱いの基準がきちんと守られているかどうか、例えば冷蔵庫の温度、昆虫の駆除が守られているか等をチェックする中で、食品を販売している施設であれば、その食品も手にとってチェックしますので、その中で食品表示についてもチェックしております。大きな事故があったような場合ですと、そのことを集中的に、チェックしていくという方法をとることもありますが、あらゆることをチェックしていくのが食品衛生監視員の通常業務となっております。

#### ○平澤委員

基本的には今回、表示のチェックについては監視員の方の検査項目とかチェック項目に一つ追加されましたというような感じですね。

#### ○梶木生活衛生部長

もともとチェックをしているところですので、それを強化していきます。法が変わればチェックすべき内容も変わっていきますのでその内容をチェックしていきます。また、業者向けの講習会において、注意すべきこと、法がどのように変わったのか等について知らせをしておりますので、重ねてお知らせした内容がきちんと履行されているかどうかをチェックして担保を図っているところです。

#### ○西島会長

よろしいでしょうか。食品衛生監視員の方は非常にレベルが高いので安心してよろしいと思います。丸山委員。はい。

#### ○丸山委員

26、27 ページです。2019 年度の計画の関係の吹き出し部分の書き方ですが、先ほど説明の中では参加者が多いのが添加物の関係講座で、少ないのが表示の講座という話もありました。確かに、心配だと思える割合が多いのは添加物や輸入食品だというのはわかります。しかし、参加者の多い少ないが必ずしも大切さに関係しているわけではないと思います。添加物や輸入食品については、説明やリスクコミュニケーションしながら誤解を解いてくという部分が大切で、食品表示については参加者が少ないかもしれないですが、消費者がどう活用して自分の食生活を作っていくのかということから言えばとても大切です。ですので、この吹き出しで書いてある書き方については、もう少し表現を考えて書いた方がいいと思います。それからもう一つは情報発信の関係です。ホームページを充実、ソーシャルメディア活用と、言葉の表現として書き換えるというのはすごくいいなと思いますし、ソーシャルメディアの活用について、全庁的に取り組んでいるということも理解をしています。実際にパソコン開けてみるというのは極端に言えば今の時代、企業団体と研究者ぐらいの話で、実際家庭ではパ

ソコンからスマートフォンという形に変わってきており、スマートフォンの方が圧倒的に数は増えているという状況です。そのような点も含めて充実と活用と書いていると理解をしています。記録を残すということも含めて、パソコンで見られるというのは大事だと思いますが、発信の頻度や緊急性、即効性という観点で言えばインスタグラムも含めて、さらに活用していただければと思います。特に危害に関わる関係や、人体被害に関わりそうな危害の関係についてはもっと積極的に活用されることを希望したいと思います。以上です。

○西島会長

ありがとうございます。何か事務局からありますか。

○梶木生活衛生部長

おっしゃる通りで、確かにいろいろツールが進化しております。それを活用していくことも非常に重要な反面、委員からもお話がありましたように、関心がなくても繰り返し伝えていかなければいけないこともございます。それをどのような形で効果的に伝えていけるかということをしつかりと考えていかないと、こちらの努力だけで結果が得られないということもありえますので、我々も勉強しながら、またいろいろな方からお知恵を拝借しながら、効果的な方法を取り入れていきたいと考えておりますので、今後とも皆様からお知恵をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○西島会長

ありがとうございます。どうぞ。

○二宮委員

7ページのところです。農業の生産者団体といたしまして、お礼を申し上げたいというところも含めて発言をさせていただきたいと思います。まずこの7ページのイ、環境保全型農業の推進が消えたのはGAPというところに包括されたというご説明をいただきました。もともと、このイの中心はいわゆる農薬の適正使用で、消費者の口に届く段階でしっかりと農薬というものが影響ないということを保全したいという形で進め、10年以上前から直売所における生産履歴記帳や産地を中心としたGAPの取組みを進めています。それで、32ページにGAPという用語の解説も書き直しをしていただきまして、非常にわかりやすい表現にさせていただきました。つまり、2行目にありますが、安全と環境、労働安全といった要は持続可能な農業生産工程の管理、それをGAPと言うとお答えがされておまして、これすなわち品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するものだとは非常にわかりやすく解説をしていただき、ありがとうございました。

また、指針の中で林委員から、GAPの認証のレベルはどのように進んでいるのかというご質問もございました。数値について課長からもご回答がありましたが、正直、神奈川の農業者の中では大きな数字ではございません。では、神奈川の農業者はGAPをやっていないのかと言うとそうではございません。これはあくまでも農業生産管理で、県版で国際基準に

準じた127項目はしっかりとチェックリストを作り、県内の農業者すべてがこの認識をしっかりと守っていくという形で進めさせていただいております。とは言うものの、来年度開催される東京オリンピック、パラリンピックの組織委員会の中では、認証を受けた農産物でなければ使わない、大手のスーパーチェーンにおかれましても、将来的には認証を条件とする等の対応があるのは事実です。ですから、私どもはそこに備えましょうということで、国際基準に該当する127項目をしっかりと身につけた農業経営を行っていくという形で進めています。7ページで、県民の方々には、このガイドラインに則して、チェックリストの127項目に基づく研修会の開催、指導員の育成に多大なご協力をいただきながら、生産者団体も一生懸命やっていますよということを伝えたく、計画に盛り込んでいただきありがとうございました、ということで発言させていただきました。

○西島会長

はい、ありがとうございます。上野委員どうぞ。

○上野委員

26 ページのリスクコミュニケーションに関してなのですが、皆様のディスカッションをお伺いして思ったのですが、イベントを開催することも重要ですが、その時に使うツールは、情報メディアではなく、そのテーマごとのパンフレット等を流通事業者さんや生協さん、消費者団体さんが使えるようなものを作ってくださいということも重要だと思います。冒頭に丸山委員から食品表示の問題だったら生協さん等が担っていくことが重要なのではないかとおっしゃっていましたが、そこで使われるようなパンフレット等を作成していくことも必要ではないかと思いました。

○西島会長

ありがとうございました。小嶋委員何かありますか。

○小嶋委員

2、3年ぐらい前、表示の制度が施行の前のタイミングで、東京都が表示に関するパンフレットを作られていました。また、各都道府県でも出されているのは拝見したことがあります。我々は講習の折にはそれらを参照させていただいて、パワーポイントを使って参加者に説明したり、イオンリテールでは表示についてこの法に従ったらこう変わりましたというような講習を行っています。しかし、表示をしていますというテーマを一つ取り上げて説明するだけでは弱いので、食品衛生課の方にご協力いただいて手洗いの講習、どこまでどうやって洗えば汚れが落ちるのか、ブラックライトを当てて光っているね、というのを見せて子供が喜ぶ様なアクションも入れながら、興味を引いて勉強してもらおうというのが我々のリスク事業でやってきた事例でございます。

○西島会長

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○松永 GL

基礎講座等のパンフレットを作成しており、市役所経由や県のホームページに掲載したりもしております。また、いろいろ皆さんにご協力いただけるようであれば、新たに配布などもお願いできればと思っております。

○西島会長

ありがとうございます。他に何かご意見ありますでしょうか。

○南委員

せっかくパンフレットを作っていただいても、ホームページに載せているというだけでは県民としてはホームページまで検索してパンフレットを引き出すことはしないと思います。市役所に置いたところで多分手に取ることはないと思いますので、イオンさんに配布していただいたりして、eモニターでパンフレットお送りするだけでも見る機会は増えますので、その意見を拾う場所でもあり発信する場所という意味でeモニターの復活を希望しているのですが、Twitterなどの機会もありますので、それにこだわらず一歩踏み込んだ対策を希望します。

○西島会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。いろいろご意見いただきましてありがとうございます。本日の意見につきましては当局において行動計画を策定するにあたり、できるだけ早く検討をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。次に報告事項があります、事務局から説明をお願いいたします。

○関枝幹

神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱等の改正についてご説明いたします。資料の3をご覧ください。1ページが「神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱」、2ページ3ページが「リスクコミュニケーション作業部会設置要領」、4ページが「食品の放射能作業部会設置要領」の新旧対照表となっております。いずれも、平成31年度から推進会議の構成員から企業局長を、幹事会の構成課から浄水課が抜けることによる改正となります。企業庁は、平成23年の福島第一原発事故を受け、水道水の安全性に対する県民意識への高まりから、平成24年度から審議会の構成委員となり、食の安全・安心の推進について情報共有や協力体制を図ってきましたが、福島第一原発事故から7年が経過し県民の放射性物質への意識も変わってきていること、また、企業庁は神奈川県が経営する地方公営企業の水道事業者であることから、食の安全・安心の推進に係る構成員からは離れ、県を介して連携を図ることが適切であると考えられることから、「神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱」等の改正を行うこととしたものです。

○西島会長

はい、ありがとうございます。では今の報告事項とその他につきまして、ご質問ありましたらご発言いただければと思いますが、特によろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、以上で本日予定しておりました内容は終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○鵜飼委員

質問いいですか。

○西島会長

どうぞ。

○鵜飼委員

ちょっと1点確認とお願いがあります。この指針は基本的には冊子になるということでのよろしいのでしょうか。

○松永 GL

冊子ではなくホームページでの掲載です。

○鵜飼委員

分かりました。この表紙と裏面にある写真ですが、これは白黒ではよくわからないと思うのですが、これはカラーになるのですか。

○松永 GL

はい。カラーで掲載します。

○鵜飼委員

この写真は何か意味があってつけられているのでしょうか。裏面にある、おそらく魚の顔だと思いますが、これだけ見ると水産サイドとしては何か違和感があります。もう少し工夫がある写真にさせていただくと助かります。

○西島会長

最後に難しいご意見がありましたが、検討していただければと思います。

○加藤生活衛生課長

はい。考えたいと思います。

○西島会長

ありがとうございます。それでは事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤生活衛生課長

長時間にわたり、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。今後いただきましたご意見を踏まえて、指針を作成する予定でございます。最後に、梶木部長からご挨拶を申し上げます。

○梶木生活衛生部長

本日は熱心なご審議ありがとうございました。そしていろいろなご意見をいただきました。本当に我々まだまだやらなければいけないこと、やるべきことが本当にいっぱいあるなということを感じさせていただきました。限りある、人材、資源でございますので、その中から、できるだけ多くのことをやっていきたいと考えております。何よりも県民の食の安全・安心の確保を推進していくことを第一に考えて、これからも頑張っていきたいと考えておりますので、何卒お力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○加藤生活衛生課長

それでは平成 30 年度第 2 回、神奈川県食の安全・安心審議会を閉会いたします。ありがとうございました。